

保医発 0305 第 10 号  
令和 6 年 3 月 5 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第61号。以下「改正材料価格基準」という。）が本日付けをもって告示され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、令和6年6月1日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（令和4年3月4日保医発0304第10号）は、令和6年5月31日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（令和6年3月5日保医発0305第12号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（令和6年2月14日産情発0214第5号、保発0214第4号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なるものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用さ

れる材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

### 3 材料価格基準の別表のVIに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表V022及びV024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表V033及びV034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表V035及びV036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表V046に規定するものであり、接着性レジンセメント及び接着性ガラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表V047に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表V048に規定するものであり、歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表V049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰ・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窩裂溝充填塞材が含まれること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表V050に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びガラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (12) スクリューポストとは、定義通知別表V057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリュー型の合釘をいうものであること。
- (13) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を68%以上含有する合釘をいうものであること。
- (14) スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Vに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型補綴が可能なものであること。
- (15) その他の特定保険医療材料料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

### 4 材料価格基準の別表のVIIに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共通の項目については1と同様であること。

### 5 その他

材料価格基準別表VIに掲げるもののうち、002から006まで及び010から013までの規定並びに本通知の別紙1掲げるもののうち、M002の1の(1)、M010、M010-3、M010-4の1、M011、M017、M020の1及び2、M021の2、M021-2の1、M021-3の2の（根面板の保険医療材料料（1歯につき））並びにM023の1の(1)については、改正材料価格基準及び「特定保険医療材料及びその材

料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について（令和6年3月5日保医発 0305 第9号）の価格と同一であるが、いずれも令和6年6月1日に別途改正予定であること。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

11点

ロ 複雑なもの

29点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

8点

b 複雑なもの

21点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

9点

b 複雑なもの

23点

2 歯科充填用材料 II

(1) 複合レジン系

イ 単純なもの

4点

ロ 複雑なもの

11点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

a 単純なもの

3点

b 複雑なもの

8点

ロ 自動練和型

a 単純なもの

6点

b 複雑なもの

17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

複雑なもの

1,224点

(2) 4分の3冠

1,530点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの

350点

b 複雑なもの

647点

ロ 5分の4冠

814点

ハ 全部金属冠

1,024点

(2) 小白歯・前歯

イ インレー

a 単純なもの

238点

b 複雑なもの

473点

ロ 4分の3冠

585点

ハ 5分の4冠

585点

ニ 全部金属冠

733点

3 銀合金

(1) 大白歯

イ インレー

a 単純なもの	24 点
b 複雑なもの	41 点
ロ 5分の4冠	54 点
ハ 全部金属冠	66 点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	15 点
b 複雑なもの	31 点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	38 点
ハ 5分の4冠(乳歯を除く。)	38 点
ニ 全部金属冠	48 点
M010-2 チタン冠(1歯につき)	66 点
M010-3 接着冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
(1) 前歯	585 点
(2) 小臼歯	585 点
(3) 大臼歯	814 点
2 銀合金	
(1) 前歯	38 点
(2) 小臼歯	38 点
(3) 大臼歯	54 点
M010-4 根面被覆(1歯につき)	
1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ 大臼歯	350 点
ロ 小臼歯・前歯	238 点
(2) 銀合金	
イ 大臼歯	24 点
ロ 小臼歯・前歯	15 点
2 レジン充填によるもの	
(1) 複合レジン系	11 点
(2) グラスアイオノマー系	
イ 標準型	8 点
ロ 自動練和型	9 点
M011 レジン前装金属冠(1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	913 点
2 銀合金を用いた場合	107 点
M011-2 レジン前装チタン冠	66 点
M015 非金属歯冠修復(1歯につき)	
1 レジンインレー	
(1) 単純なもの	29 点
(2) 複雑なもの	40 点
2 硬質レジンジャケット冠	
(1) 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2) 歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠 (1 歯につき)

1 前歯

CAD/CAM冠用材料 (Ⅳ) 388 点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料 (Ⅰ) 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料 (Ⅱ) 163 点

3 大臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) 316 点

注 CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料 (Ⅴ) 615 点

M015-3 CAD/CAMインレー (1 歯につき)

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料 (Ⅰ) 181 点

(2) CAD/CAM冠用材料 (Ⅱ) 163 点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) 316 点

注 CAD/CAM冠用材料 (Ⅲ) を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠 (1 歯につき)

1 乳歯金属冠

30 点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 歯につき

1 点

M016-3 既製金属冠 (1 歯につき)

29 点

M017 ポンティック (1 歯につき)

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大臼歯

1,179 点

ロ 小臼歯

888 点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯

53 点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合

イ 前歯

708 点

ロ 小臼歯

888 点

ハ 大臼歯

1,179 点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯

67 点

ロ 小臼歯

67 点

ハ 大臼歯

67 点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ (1 装置につき)

1,629 点

M018 有床義歯

[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]

1 局部義歯（1床につき）	
(1) 1歯から4歯まで	2点
(2) 5歯から8歯まで	3点
(3) 9歯から11歯まで	5点
(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	10点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	1,587点
ロ 犬歯・小白歯	1,291点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	1,291点
ロ 犬歯・小白歯	991点
ハ 前歯（切歯）	763点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	943点
ロ 犬歯・小白歯	737点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	647点
ロ 犬歯・小白歯	563点
ハ 前歯（切歯）	522点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	6点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	756点
(2) 二腕鉤（レストつき）	585点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	261点
(2) 犬歯・小白歯	281点
(3) 大白歯	323点
2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	30点
(2) 犬歯・小白歯	30点
(3) 大白歯	30点
M021-3 磁性アタッチメント（1個につき）	
1 磁石構造体	777点



## 2 キーパー付き根面板

(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

### (1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯	647 点
ロ 小臼歯・前歯	473 点

### (2) 銀合金

イ 大白歯	41 点
ロ 小臼歯・前歯	31 点

(キーパー)

1 個につき	233 点
--------	-------

## M023 バー (1 個につき)

### 1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	1,511 点
(2) 鋳造用コバルトクロム合金	18 点

### 2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼	30 点
----------	------

## M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコーン系	166 点
2 アクリル系	99 点

(別紙2)

材料料

N008	装着	
1	帯環 (1個につき)	
(1)	歯科用合着・接着材料Ⅰ	
	イ レジン系	
	a 標準型	17点
	b 自動練和型	38点
	ロ グラスアイオノマー系	
	a 標準型	10点
	b 自動練和型	12点
(2)	歯科用合着・接着材料Ⅱ	12点
(3)	歯科用合着・接着材料Ⅲ	4点
2	ダイレクトボンドブラケット (1個につき)	
	ダイレクトボンド用ボンディング材料	6点
N008-2	植立 (1本につき)	
	歯科矯正用アンカースクリュー	378点
N012	床装置 (1装置につき)	15点
N013	リトラクター (1装置につき)	540点
N014	プロトラクター (1装置につき)	1,224点
N015	拡大装置 (1装置につき)	
1	床拡大装置	80点
2	ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。)	8点
3	スケルトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。)	237点
N016	アクチバトール (FKO) (1装置につき)	
1	アクチバトール	14点
2	ダイナミックポジショナー	40点
N017	リングルアーチ (1装置につき)	224点
N018	マルチブラケット (1装置につき)	
1	矯正用線 (丸型)	11点
2	矯正用線 (角型)	12点
3	矯正用線 (特殊丸型)	19点
4	矯正用線 (特殊角型)	23点
5	超弾性矯正用線 (丸型及び角型)	27点
N019	保定装置 (1装置につき)	
1	プレートタイプリテーナー	15点
2	メタルリテーナー	95点
3	スプリングリテーナー	6点
4	リングルアーチ	224点
5	リングルバー	
	不銹鋼及び特殊鋼	34点
6	ツースポジショナー	40点
7	フィクストリテーナー	45点
N020	鉤 (1個につき)	

1	簡単なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	4点
2	困難なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	7点
N021	帯環（1個につき）	
1	帯環のみ	
	(1) 切歯	16点
	(2) 犬歯・臼歯	16点
2	ブラケット付帯環	
	(1) 切歯	31点
	(2) 犬歯・臼歯	31点
3	チューブ付帯環	
	臼歯	59点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	30点
N024	弾線（1本につき）	5点
N025	トルキングアーチ（1本につき）	23点